



宮 崎 県 公 報

平成28年7月4日(月曜日) 第2808号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	頁
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○指定自立支援医療機関(更生医療)の指定……(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(“) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“) 2	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(“) 2	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛸・鱸・敷纏) 2	
○登録販売者試験の実施……………(医療業務課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商工政策課) 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)…(農村整備課) 4	

○土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 5
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………(“) 5
○土地改良区の定款変更の認可(4件)……………(“) 5
○県営土地改良事業の工事の完了……………(“) 6

人事委員会公告

○平成28年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び平成28年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施…………… 6
○平成28年度警察官B(男性)採用共同試験及び警察官B(女性)採用試験の実施…………… 6

教育委員会告示

○平成29年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 6
--

雑 報

○平成28年度行政書士試験の実施について…………… 6

告 示

宮崎県告示第 471号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いちご歯科	都城市乙房町1665番地11	平成28年6月1日

宮崎県告示第 472号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
海老原総合病院	児湯郡高鍋町大字上江 207番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年7月6日から平成31年7月5日まで

宮崎県告示第 473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
医療法人文誠会 百瀬病院	日南市	病院(整形外科)	平成28年7月1日

宮崎県告示第 474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
なないろ薬局 出北	延岡市	薬局	平成28年7月1日

宮崎県告示第 475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
なないろ薬局 出北	延岡市	薬局	平成28年 7 月 1 日
なでしこ薬局	日向市	薬局	平成28年 7 月 1 日
こじか調剤薬局江平東店	宮崎市	薬局	平成28年 7 月 1 日
ゆうわ薬局	宮崎市	薬局	平成28年 7 月 1 日
結の杜薬局島之内	宮崎市	薬局	平成28年 7 月 1 日

宮崎県告示第 476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
アイ調剤薬局	宮崎市	宮崎市中村東 2 丁目 1 番31号	宮崎市中村東 2 丁目 1 番26号	平成28年 5 月 1 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 6 月 21日	特定非営利活動法人山 参会	工藤 雅康	宮崎県高千穂町大字三田井 1425番地 1	この法人は、旧高千穂鉄道を訪れる老若男女に対して、平成17年の台風14号により被災した旧高千穂鉄道の歴史と自然災害の脅威を伝え、

自然と共に生きる地域について考える人材を育て、さらには旧高千穂鉄道の跡地及び施設を公園化し、不特定多数の人々が集まる学習の場をつくり、もって安心安全に暮らせる社会に寄与することを目的とする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第36条の 8 第 1 項に規定する登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
平成28年12月18日（日曜日）
午前10時30分から午後 4 時まで
- 試験の場所
宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1
J A ・ A Z Mホール
- 受験願書の受付期間
平成28年 8 月29日（月曜日）から 9 月 9 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、9 月 9 日付けの消印のあるものまで有効とする。（※郵送は県内居住若しくは勤務する受験者を除く。）
- 受験願書の配布場所
県保健所
- その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器小林店・ゲオ小林店
小林市堤字金鳥居3005番 7 外 5 筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司
福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番33号

<p>有限会社サカモト 代表取締役 坂元紀夫 小林市野尻町東麓1255番地イ</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 （変更前）ベスト電器小林店 （変更後）ベスト電器小林店・ゲオ小林店</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （変更前）株式会社ベスト電器 代表取締役 有蘭憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 有限会社サカモト 代表取締役 坂元紀夫 西諸県郡野尻町大字東麓1255番地イ （変更後）株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 有限会社サカモト 代表取締役 坂元紀夫 小林市野尻町東麓1255番地イ</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （変更前）株式会社ベスト電器 代表取締役 有蘭憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 （変更後）株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 平成28年7月20日</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成22年3月23日（有限会社サカモト住所変更） 平成22年3月20日（株式会社ベスト電器代表者変更）</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成28年6月18日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 小売店舗入店のため</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 代表者及び住所変更のため</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 代表者及び住所変更、小売店舗入店のため</p> <p>6 届出年月日 平成28年6月17日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成28年7月4日から平成28年11月4日まで</p>	<p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成28年7月4日から平成28年11月4日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成28年7月4日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベスト電器小林店・ゲオ小林店 小林市堤字金鳥居3005番7 外5筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 有限会社サカモト 代表取締役 坂元紀夫 小林市野尻町東麓1255番地イ</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 （変更前）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分 （変更後）24時間</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）午前8時30分から午後10時まで （変更後）24時間</p> <p>4 変更の年月日 平成28年6月18日</p> <p>5 変更する理由 営業施策のため</p> <p>6 届出年月日 平成28年6月17日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成28年7月4日から平成28年11月4日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先</p>
---	--

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年7月4日から平成28年11月4日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町元野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	松山正利	宮崎市田野町甲 12089番地
理事	横山博	宮崎市田野町甲 12304番地
理事	川越利徳	宮崎市田野町甲 13397番地ロ号2
理事	川越康史	宮崎市田野町甲3109番地1
理事	日高史伊	宮崎市田野町甲 12077番地6
理事	津田寿祥	宮崎市田野町甲 12951番地
監事	津田政博	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
監事	津田弘文	宮崎市田野町甲 12308番地3
監事	日高久徳	宮崎市田野町甲 12084番地

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐重徳	宮崎市田野町甲 12954番地1
理事	内八重忠弘	宮崎市田野町甲 12310番地
理事	宮川幸一	宮崎市田野町甲 12953番地2
理事	松山善博	宮崎市田野町甲 12483番地1
理事	日高史伊	宮崎市田野町甲 12077番地6
理事	長友厚	宮崎市田野町甲 12311番地
監事	津田政博	宮崎市田野町甲 12961番地イ号

監事	松山秀一	宮崎市田野町甲 12309番地2
監事	甲斐妙子	宮崎市田野町甲 12081番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	郡勝彦	国富町大字宮王丸 586番地1
理事	鶴田俊則	国富町大字宮王丸 386番地1
理事	郡光幸	国富町大字宮王丸 557番地
理事	郡弘	国富町大字宮王丸 408番地
理事	長嶺博	国富町大字宮王丸 264番地
理事	吉岡浩司	国富町大字宮王丸 345番地
理事	児玉貞利	国富町大字本庄2080番地3
理事	鈴木幸一	国富町大字本庄 942番地
理事	郡眞一	国富町大字宮王丸 301番地
理事	長嶺一夫	国富町大字宮王丸 346番地
監事	郡律夫	国富町大字宮王丸 489番地
監事	郡康人	国富町大字宮王丸 575番地

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	郡康人	国富町大字宮王丸 575番地
理事	小倉国照	国富町大字宮王丸 501番地
理事	江藤保	国富町大字宮王丸 584番地
理事	服部宗明	国富町大字宮王丸 438番地
理事	郡浩章	国富町大字宮王丸 431番地

理 事	郡 行 俊	国富町大字宮王丸 405番地
理 事	長 嶺 尚 晃	国富町大字宮王丸 333番地
理 事	長 嶺 チヨ子	国富町大字宮王丸 250番地
理 事	片 岡 幸 利	国富町大字本庄2094番地
理 事	鈴 木 吉 弘	国富町大字本庄 899番地 1
監 事	郡 典 満	国富町大字宮王丸 410番地
監 事	郡 律 夫	国富町大字宮王丸 489番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 田 睦 生	国富町大字八代南保3685番地 2
理 事	黒 木 千 年	国富町大字八代南保3746番地
理 事	高 橋 信 弘	国富町大字八代北保1044番地 1
理 事	大和田 達 夫	国富町大字八代北保1901番地 5
理 事	芝 吹 正 則	国富町大字八代南保3681番地 2
理 事	井 上 誠 二	国富町大字八代北保1964番地
理 事	松 村 貴 文	国富町大字八代北保1757番地 5
理 事	日 野 良 隆	国富町大字八代南保3686番地 2
監 事	黒 木 明 則	国富町大字八代北保2051番地 4
監 事	芝 吹 清	国富町大字八代北保1787番地 5

(任期：平成30年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 明 則	国富町大字八代北保2051番地 4
理 事	高 橋 信 弘	国富町大字八代北保1044番地 1
理 事	日 高 徹 朗	国富町大字八代南保3806番地 2

理 事	芝 吹 清	国富町大字八代北保1787番地 5
理 事	井 上 君 男	国富町大字八代北保1888番地 4
理 事	深 見 利 光	国富町大字八代南保3712番地
理 事	梅 崎 勇 人	国富町大字八代南保1900番地 5
理 事	芝 吹 幸 則	国富町大字八代北保3681番地 3
監 事	寺 田 睦 生	国富町大字八代南保3685番地 2
監 事	茅 高 信 行	国富町大字八代北保2124番地39

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	中 濱 康 孝	日南市大字風田11番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三ヶ所土地改良区（五ヶ瀬町）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更前

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 憲 二	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 104 61番地

2 変更後

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 憲 二	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 104 77番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）から平成28年5月11日付で申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）から平成28年 5 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町元野地区土地改良区（宮崎市）から平成28年 5 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）から平成28年 5 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
浮 堀	都城市	経営体育成基盤整備事業	平成28年 3 月 7 日
払川 第 1	都城市	畑地帯総合整備事業	平成28年 3 月 22日
払川 第 1 - 2 期	都城市	畑地帯総合整備事業	平成28年 1 月 20日

人事委員会公告

平成28年度宮崎県職員採用試験（高等学校卒業程度）及び平成28年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

平成28年度警察官 B（男性）採用共同試験及び警察官 B（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 6 号

平成29年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校

校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜要綱をここに公表する。

平成28年 7 月 4 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

平成29年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜要綱

1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

平成29年 3 月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成29年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜実施細目」（以下「実施細目」という。）による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター（宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 729）

電話番号 0985（24）3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校（延岡市平原町 2 丁目2618番 2 号）

電話番号 0982（33）4980

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地 2）

電話番号 0985（48）1021

- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市妻ヶ丘町27街区15号）

電話番号 0986（23）0223

6 日程

- (1) 入学者選抜検査

平成29年 1 月14日（土）

- (2) 入学者選抜検査結果通知の投函

平成29年 1 月18日（水）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

雑

報

平成28年度行政書士試験の実施について

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成28年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成28年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成28年11月13日 (日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校 (宮崎市天満町9-1)

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手数料

7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成28年8月1日 (月) から平成28年9月2日 (金) まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター (東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階)

受験願書と一緒に配布する封筒により必ず簡易書留郵便で郵送してください (あて先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式 (配布場所についてはエを御覧ください。)

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

(ア) 配布期間

平成28年8月1日 (月) から平成28年8月26日 (金)

まで

(イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒 (角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ) を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次のあて先まで郵便で請求してください。ただし、8月26日必着のこと。

郵便番号 100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

(ア) 配布期間

平成28年8月1日 (月) から平成28年9月2日 (金) まで

(イ) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場
土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ (高さ4：幅3の割合のもの) を用意した上で、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に登載します。

イ 受付期間

① 平成28年8月1日 (月) 午前9時から平成28年8月30日 (火) 午後5時まで

この出願システムは、8月30日 (火) 午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中 (入力中) であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 受付最終日 (8月30日 (火)) は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

ウ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード (申込者本人名義のもの) に限ります。又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

ます。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成29年1月31日（火）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）でも合格者の受験番号を公表（公表開始時間は、合格発表日の午前中）します。

8 その他

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）、宮崎県行政書士会（電話：0985-24-4356）又は宮崎県総務部市町村課（電話：0985-26-7116）にお問い合わせください。